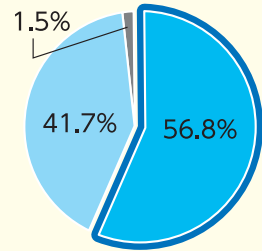


3つの種類から目的にあった保障をおえらびいただけます

信用金庫団信 商品ラインナップ	団信種類		
	一般 団信	がん 団信	フルサポート 団信
ご加入可能な 年齢	お借入時の年齢が 満18歳以上 満70歳未満	お借入時の年齢が 満18歳以上 満51歳未満	お借入時の年齢が 満18歳以上 満51歳未満
金利上乘せ	—	—	年0.2%
死亡または所定の高度障害状態	○	○	○
余命6ヵ月以内	○	○	○
悪性新生物(がん)	—	○	○
脳卒中・急性心筋こうそく ①所定の手術 ②所定の状態が60日以上	—	—	○
すべての病気やケガによる就業不能状態	—	—	○

● がんにかかると、収入が減ってしまうこともあります。

がんにかかった後の収入の変化



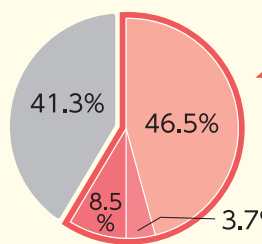
がんにかかった方のうち
約60%は収入が減った

■ 減った
■ 変わらない、もしくは増えた
■ 無回答

出典：東京都福祉保健局
「がん患者の就労等に関する実態調査」
報告書(平成26年5月)

● 3大疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)は、死亡原因の約60%を占める疫病です。

病死者数(20~64歳)に占める割合



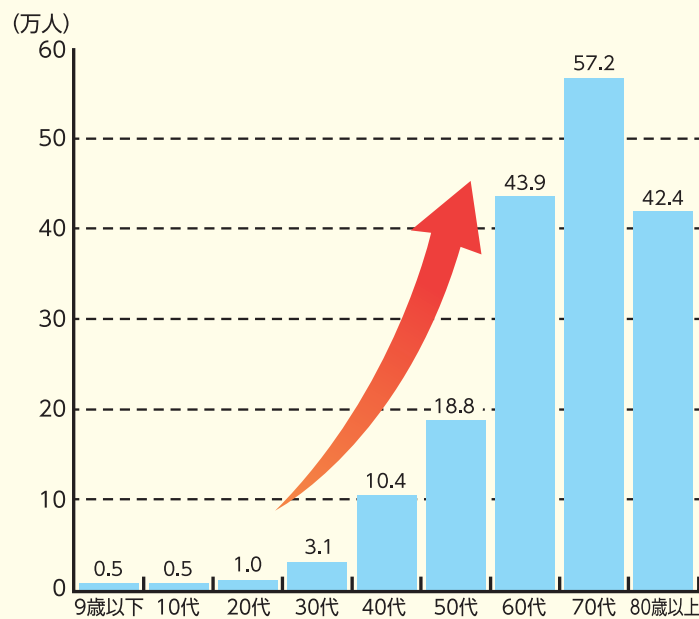
病死された方のうち
約60%は3大疾病が原因

■ 悪性新生物 ■ 脳卒中
■ 急性心筋梗塞 ■ その他

出典：厚生労働省「平成30年 人口動態統計」
※病死者数：不慮の事故・自殺・他殺・その他の
外因を原因とする者を除く死亡者数

● がん患者が多いのはどの年代でしょうか？

年代階級別の悪性新生物(がん)総患者数



出典：厚生労働省「平成29年 患者調査」

コザしん

信用金庫団信 商品ラインナップ

「団信」=「団体信用生命保険」とは

住宅ローンをご利用の際にご加入いただく保険です。金融機関が保険契約者となり、住宅ローンの借主さまご本人を被保険者として。ご返済途中で(≒保険期間中に)、死亡や所定の病気・高度障害状態などになった場合に保険金が支払われます。保険金は、当金庫が受け取り住宅ローンの返済に充当します。保険料は当金庫が負担します。



充実の
保障内容

一般
団信

がん
団信

フルサポート
団信

I. 一般団信

リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

死亡 高度障害 余命6ヵ月

項目	内容
保険金の支払いについて	保険期間中に死亡、所定の高度障害状態に該当されたとき、または余命が6ヵ月以内と判断されるときに保険金が支払われます。
ご加入可能年齢	加入申込者が融資実行日現在、満18歳以上満70歳未満
加入限度額	すべての信用金庫団信商品を通算して1億円

II. がん団信

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

死亡 高度障害 余命6ヵ月 がん

項目	内容
保険金の支払いについて	保険期間中に死亡、所定の高度障害状態に該当されたとき、または余命が6ヵ月以内と判断されるときに加え所定の悪性新生物に罹患し所定のお支払事由に該当された場合保険金が支払われます。
ご加入可能年齢	加入申込者が融資実行日現在、満18歳以上満51歳未満
ご加入できない方	悪性新生物(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
加入限度額	すべての信用金庫団信商品を通算して1億円

III. しんきんフルサポート団信

死亡 高度障害 余命6ヵ月 がん 脳卒中 急性心筋こうそく 長期就業不能 就業不能

団体信用就業不能保険+3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

項目	内容
保険金・給付金の支払いについて	保険期間中に死亡、所定の高度障害状態に該当されたとき、または余命が6ヵ月以内と判断されるときに加え3大疾病(所定の悪性新生物、脳卒中、急性心筋梗塞)により所定のお支払事由に該当された場合保険金が支払われます。また、所定の就業不能状態が3ヵ月を超えて継続した場合は就業不能給付金、12ヵ月を超えた場合は長期就業不能保険金が支払われます。
ご加入可能年齢	加入申込者が融資実行日現在、満18歳以上満51歳未満
ご加入できない方	・悪性新生物(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方 ・告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方
加入限度額	すべての信用金庫団信商品を通算して1億円

各保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

- 本店営業部 TEL(098)933-1139(直)
- 具志川支店 TEL(098)973-3379
- 十字路支店 TEL(098)939-0050
- 胡屋支店 TEL(098)937-3338
- 桃原支店 TEL(098)936-1000
- 嘉手納支店 TEL(098)956-2666
- 普天間支店 TEL(098)892-2444

- 赤道支店 TEL(098)921-1206
- 名護支店 TEL(098)52-4240
- 宜野湾支店 TEL(098)898-7135
- 安慶田支店 TEL(098)938-3740
- 北谷支店 TEL(098)936-7711
- 高原支店 TEL(098)938-3325

- 浦添支店 TEL(098)874-5425
- 那覇支店 TEL(098)868-0125
- 開南支店 TEL(098)987-4148
- 安里支店 TEL(098)867-2058
- 小禄支店 TEL(098)857-4541
- 伊祖支店 TEL(098)875-3201



地元と ともに

コザ信用金庫

http://www.kozashinkin.co.jp



令和3年8月現在

コザしん フルサポート団信

団体信用就業不能保障保険+3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

すべての病気やケガ※

による就業不能状態を保障する保険です。



もしもに備える
“充実(FULL)”
サポート内容

死亡または
所定の高度障害
状態に該当したら
ローン残高が…

余命6か月
以内と判断されたら
ローン残高が…

悪性
新生物(がん)
と診断確定されたら
ローン残高が…

3大疾病

脳卒中・急性
心筋こうそくで
●所定の手術を受ける
または
●所定の状態が60日以上継続
ローン残高が…

0円

所定の就業
不能状態が3か月を
超えて継続したら
以後の継続している期間に
おいては
月々のローン返済が…

さらに
糖尿病・高血圧性疾患・
慢性腎不全・肝疾患・
慢性肺炎等の
病気やケガによる
就業不能状態

所定の就業不能
状態が12か月を
超えて継続したら
ローン残高が…

金利上乘せ 年 0.2%

ご加入可能な年齢

お借入時の年齢が満18歳以上
満51歳未満の方がご加入できます。

※被保険者の精神障害および被保険者の薬物依存はお支払対象となりません。

詳細については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。

信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要

特 徴 団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（以降、「団信就業・3大疾病団信」という）は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金等受取人とし、信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である信用金庫に支払い、その保険金等が被保険者の債務の返済に充当されます。

	保険金等名称				
	死亡保険金	リビング・ニーズ特約保険金	高度障害保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金 就業不能給付金
保険金額等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の金庫からの借入も含めて、「一般団信」、「がん団信」、「3大疾病団信」「団信就業・3大疾病団信」を通算して1億円となります。限度額を超える保険金については申込みできません。				給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。
保険金等が支払されない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●告知義務違反による解除 ●詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ●重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。） 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。） 				
（被保険者が右記のような事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。）	<ul style="list-style-type: none"> ●保障開始日から1年以内に自殺されたとき ●被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ●保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ●戦争・その他の変乱により、死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき 		<ul style="list-style-type: none"> ●保障開始日から1年以内に自殺されたとき ●被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき ●保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき ●戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき 		<ul style="list-style-type: none"> ●保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されたとき（被保険者ご本人がその事実を知っているといないにかかわらずお支払い対象外です。） ●保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ●保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき（再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。）
	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ●被保険者の犯罪行為 ●被保険者の精神障害（※） ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ●被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ●被保険者の薬物依存（※） ●被保険者の妊娠、出産 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（その他の症状の原因の如何を問いません。） ●地震、噴火または津波 ●戦争その他の変乱 <p>（※）お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</p>				
保障開始日	融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または幹事生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
これらの契約からの脱退	<ul style="list-style-type: none"> ●保険金の支払事由に該当されたとき ●融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の債務者でなくなったとき ●債務を完済されたとき（保証人または保証会社による代位弁済を含みます） ●満75歳に達した直後の12月31日 ●融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）が賦払償還債務でなくなったとき 				
備 考	<p>*1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>*2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。</p> <p>*3 「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』をご参照ください。</p> <p>*4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。</p> <p>*5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</p>				
保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険		団体信用就業不能保障保険		
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社)		明治安田生命保険相互会社		

・上記「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要」は、住宅ローン等（事業性資金は除く）に付帯される保険の概要を説明したものです。

・これらの保険の詳細について、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。